

恩納村の商工振興の発展を願って

特別委員会調査報告書

平成27年9月18日、恩納村議会定例会で、議員発議〈全会一致〉で原案可決された『恩納村建設工事等請負業者指名委員会設置及び運営に関する規則等調査特別委員会』は、恩納村の企業育成に関する調査を行った結果、12月定例会最終日に報告書を提出しました。

まとめ

本委員会は、村内企業育成のために、村内業者の受注を増やし、村内下請け業者・資材販売業者等に対する優先注文を増やすことにより、地域の商工業の振興を図ることを目的に調査を行った。村当局に対して、回答を求めたところ、改善できる事項があった。現行どおり、検討する旨の事項もあった。「建設業の波及効果は大きい。それを最大限いかすためにも、村、商工会とも連携が必要である。」建設業者会への要望として、企業ランクを上げ、村民雇用の拡大と村内下請業者・資材販売業者等の優先使用を行っていただきたい。また、村との意見交換を随時行うとともに、スキルアップをし、村の商工産業をさらに発展させることを期待し報告とする。

委員長 平 良 幸 夫

記

1 目 的

恩納村の企業育成に関すること。

2 調査期間 平成27年9月28日～平成27年12月16日

- 平成27年 9月28日(月)第1回 調査項目及び調査方法の決定
- 平成27年10月13日(火)第2回 北部他町村と恩納村の規則等の精査、建設課長からの聴き取り。
- 平成27年10月20日(火)第3回 村建設業者会への質問事項の協議
- 平成27年10月29日(木)第4回 村建設業者会会長及び副会長からの意見聴取
- 平成27年11月17日(火)第5回 建設課長へ質問事項の進捗状況聴取
- 平成27年12月 3日(木)第6回 指名委員会で審議した結果についての質疑
- 平成27年12月15日(火)第7回 報告書確認
- 平成27年12月16日(水)第8回 報告書確認

3 調査の結果

(指名委員会)

①恩納村建設工事等請負業者指名委員会設置及び運営に関する規則第4条(指名業者数)を5,000万円以上「7社以上」から「5社以上」へ3,000万円以上～5,000万円未満「5社以上」から「3社以上」へ変更可能か。

回答:建設工事等設計価格5,000万円以上の指名業者数については「7社以上」を「5社以上に」改正の方向であり、平成28年4月1日からの施行を予定している。なお、3,000万円～5,000万円未満の指名業者数について、現在、村建設業者会において、指名業者の数は満たされており、現行通りが妥当と思われる。手持ち工事の有無に関係なく、村内建設会社へ指名を行っていく。

②恩納村建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第8条第2項中「災害等緊急施工を必要とするもの、地域の特殊性その他村長が特に必要があると認めた場合においては、前項の規

定にかかわらず、当該等級以上の等級該当者のうちから指名することができる。」とあるが、「当該等級以上」を「当該等級以外」にできないか。

回答:規程は現行通りが妥当だが、本部町、金武町を参考にしながら、村内業者に優先指名できるよう運用で対応していく。

③村内下請会社等を使用している元請会社に対して加点は可能か。

回答:村内下請会社等を使用している元請会社への加点については、建設業者会の意見も考慮しながら前向きに検討していく。

④現場説明書、特記仕様書等に下請会社等の優先使用を謳えるか。

回答:村内事業所の優先使用について、今後は現場説明書、特記仕様書等に明記する。

⑤村発注JV工事の指名を辞退することで、JVを組んだ他の業者の指名参加を奪うことに対して、何か検討しているか。

回答:以前はペナルティあったが、現在は無い。今後の指名委員会の中での判断材料になる。

⑥工事関係の予算の公表は可能か。

回答:入札前に工事価格の事前公表を行っていない。公表は適切ではないと考えている。

⑦工事予定価格の90%に設定されている上限率を、現行の90%以下から95%以下に変更可能か。

回答:県がその方向で審議しているので、新年度から95%で執行していく予定である。

⑧委託業務の最低制限価格下限率を設定すべきと思うが。

回答:1,000万円以下の委託業務を含むものについては、最低制限価格を設けず、現行通りとするが、補助事業の場合は、検討していく。

(建設業者会)

⑨村内企業への下請優先使用と資材購入について

回答:村内下請会社に優先注文しても構わない。また、資材購入についても同様である。ただし、適切な下請・資材購入価格であればよい。

調査特別委員会

区分	氏名	備考	区分	氏名	備考
委員長	平良 幸夫	総務財政文教委員	委員	又吉 薫	総務財政文教委員
副委員長	佐渡山 明	経済建設民生委員	委員	大城 堅三	経済建設民生委員
委員	當山 達彦	経済建設民生委員	委員	又吉 貢	総務財政文教委員
委員	大城 保	経済建設民生委員	委員	山城 良一	総務財政文教委員

注① 恩納村建設工事等請負業者指名委員会とは委員長は副村長、委員は村役場の課長で構成された委員会です
 注② 現場説明書、特記仕様書とは発注者が、当該工事の施工上の注意点や図面に表現し難い内容などの、契約条件を説明するための書類をいいます。
 注③ JV工事とは共同企業体 ⇄ 略語JV(英語:joint venture)建設会社が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のことを言います。
 注④ 工事予定価格の90%に設定されている上限率とは現在、一般的に恩納村の工事入札は沖縄県に習い、予定価格の上限率90%を下回らなければ、工事落札に至りません。

※沖縄県は、予定価格の90%以下で受注した工事を調査した結果、約4割が赤字工事でした。本特別委員会の調査時期においては、最低制限価格の上限率を引き上げる方向で審議されていましたが、県知事から諮問を受けた審議会は、1月14日、工事予定価格の90%に設定されている上限率の撤廃を答申しています。